

会津若松市
公園施設長寿命化計画(第2期)(案)

令和7年2月

会津若松市 建設部 まちづくり整備課

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の期間と対象	2
3. 公園施設長寿命化計画の基本的な考え方	4
4. 公園施設の健全度を把握するための点検調査結果	5
5. 公園施設の維持管理の基本方針	9
6. 公園施設の長寿命化計画に向けた考え方	10
7. 新たな対応方針	12

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

本市では、公園施設長寿命化計画を第1期にあたる平成27年度～令和6年度の10か年で計画し、これまで、身近な街区公園等の遊具更新や会津総合運動公園あいつ総合体育館の屋根改修などの施設の長寿命化に努めてきたところであります。

さらには、この間、扇町土地区画整理事業地区内の10箇所の公園が新しく作られるなど、本市の公園を取り巻く環境も変化している現状であります。

現在81箇所の都市公園を管理しておりますが、その中で公園施設の設置から30年以上経過したものが約5割あり、10年後には約6割に達することになります。

このような中、遊具やベンチ、フェンス等の公園施設について、日常の点検を通して必要に応じて補修や更新を図り、適切な維持管理に努めてきましたが、全体的に老朽化が進行しており、公園利用者の安全・安心を確保するため、限られた予算での維持管理が課題となっております。

(2) 目的

長寿命化計画の目的として、本市における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを整理し、最も低廉なコストで補修・更新を実施できるよう立案するものです。

今回の計画では、前回から引き続いて、施設の補修・更新を計画的に実施することで、利用者の安全と安心の確保を図るものです。

2. 計画の期間と対象

(1) 都市公園整備状況（令和6年4月時点）

表―1 都市公園概況

都市公園数	都市公園面積	一人当たりの都市公園面積
81 箇所	243.72ha	21.89 m ²

※会津若松市の人口 令和6年4月1日現在 111,324 人

一人当たり都市公園面積の数値は、会津レクリエーション公園(広域公園)を含む。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度～令和16年度（10 か年）とします。

(3) 計画対象公園

本計画の対象とする公園は、81 箇所の都市公園すべてとします。

表―2 に都市公園の種別別箇所数を示します。

表―2 都市公園の種別別箇所数

公園種別		箇所数	備考
住区基幹公園	街区公園	51	大町中央公園、つばくろ公園外
	近隣公園	3	東部公園、広田西公園、扇町1号公園
	地区公園	1	門田緑地
都市基幹公園	総合公園	1	鶴ヶ城公園
	運動公園	1	会津総合運動公園
特殊公園	風致公園	2	背炙山公園、小田山公園
	歴史公園	1	蒲生氏郷記念公園
	墓園	1	大塚山墓園
都市緑地		19	大川緑地、物流1号緑地外
緑道		1	松長緑道
合計		81	

(4) 計画対象公園施設

計画対象公園施設は、園路広場、噴水等の修景施設、四阿等の休養施設、ブランコ等の遊戯施設、運動施設、記念碑等の教養施設、トイレ等の便益施設、管理施設の合計 3,401 施設とします。

表－3 に対象公園別施設数を示します。

表－3 対象公園別施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	計
299	258	826	269	160	25	192	1,372	3,401

3. 公園施設長寿命化計画の基本的な考え方

計画は、公園施設の管理について「予防保全型管理」と「事後保全型管理」の二つの管理類型に分類しました。

予防保全型管理の施設については、適切な長寿命化対策を実施することにより、法定処分制限期間以上に使用見込期間※³を延伸させ、単年度あたりのライフサイクルコストの縮減を図るものとします。

また、事後保全型管理の施設については、日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で更新するものとします。

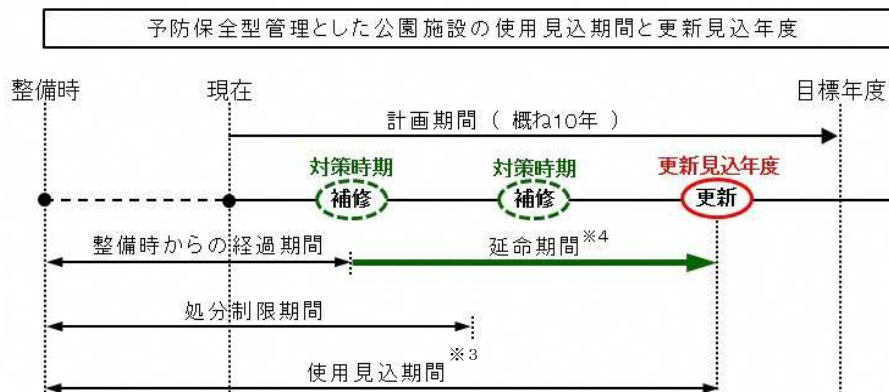


図-1 予防保全型管理と長寿命化対策時期のイメージ

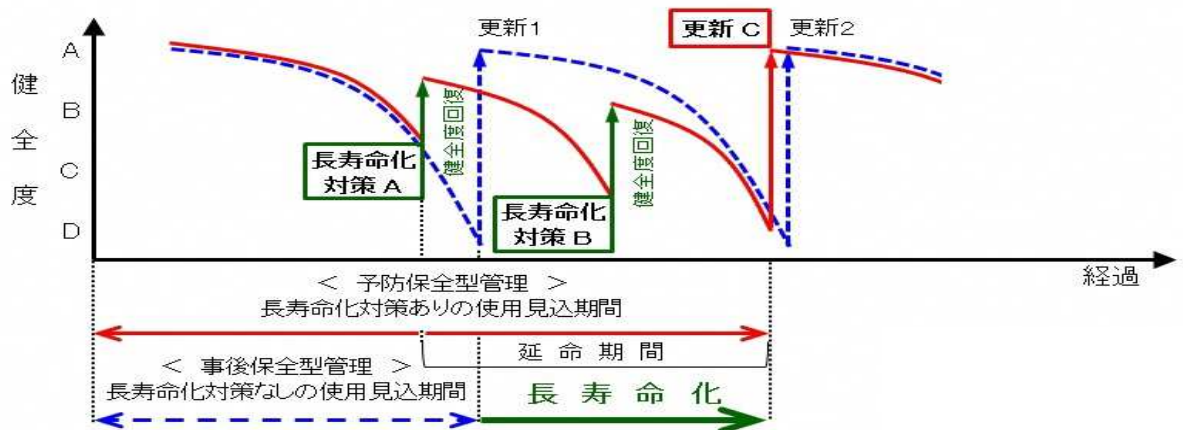


図-2 長寿命化の概念図(模式図)

※³ 実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間

※⁴ 計画期間内の初回の補修(対策時期)から使用見込み期間の終了までの期間

4. 公園施設の健全度を把握するための点検調査結果

(1) 現地調査および健全度調査

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に準じて、計画検討対象施設の健全度判定を実施するため、令和6年度に81箇所の都市公園の現地調査を実施しました。

その結果を踏まえて、計画対象公園施設とした3,401施設のうち、コストをかけて長寿命化対策※⁵を行っても延命効果が小さいなど、実施効果が期待できない2,657施設については、事後保全型の管理を行うものとし、その他の公園施設744施設については、予防保全型管理の候補としての分類を行い、健全度調査を行いました。

※5 予防保全型管理において、公園施設の延命及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修

(2) 管理類型の分類

表—4 対象施設の分類

予 防 保 全 型 管 理 (744 施設)				事 後 保 全 型 管 理 (2,657 施設)		
a. 一般施設	b. 遊具	c. 土木構造物	d. 建築物	a. 一般施設	b. 土木構造物	c. 建築物
▼修景施設 噴水等 日陰だな (10㎡以上) ▼休養施設 四阿 パーゴラ 休憩所等 (10㎡以上) ▼運動施設 バックネット等 ▼管理施設 照明施設 引込柱 時計 門・柵等	▼遊戯施設 ぶらんこ すべり台 鉄棒等	▼園路広場 橋梁 (10m以上) ※鋼橋は 全て対象 ▼運動施設 野球場 水泳場 陸上競技場 テニスコート (人工芝) 等	▼休養施設 キャンプ場 等の建築物 (10㎡以上) ▼運動施設 野球場 (附帯施設) 水泳場 (附帯施設) 陸上競技場 (附帯施設) 体育館等 ▼便益施設 トイレ等 (10㎡以上)	▼園路広場 舗装等 ▼修景施設 日陰だな (10㎡未満) 花壇等 ▼休養施設 四阿 パーゴラ 休憩所等 (10㎡未満) ▼教養施設 記念碑等 ▼便益施設 駐車場 水飲み場等 ▼管理施設 側溝 排水桝等 水道、暗渠 電線等 地下埋設物	▼園路広場 橋梁 (10m未満) ▼管理施設 擁壁(石積、 間知ブロック、 補強土等)、 水門等 ▼運動施設 クレーグランド テニスコート (クレー)	▼休養施設 キャンプ場等 の建築物 (10㎡未満) ▼便益施設 トイレ等 (10㎡未満) ▼管理施設 倉庫、車庫等 プレハブ等 簡易な構造 の建築物

(3) 判定基準

①健全度判定

健全度は、表－５に示す健全度の判定基準に基づき、A、B、C、Dの４段階の評価とします。

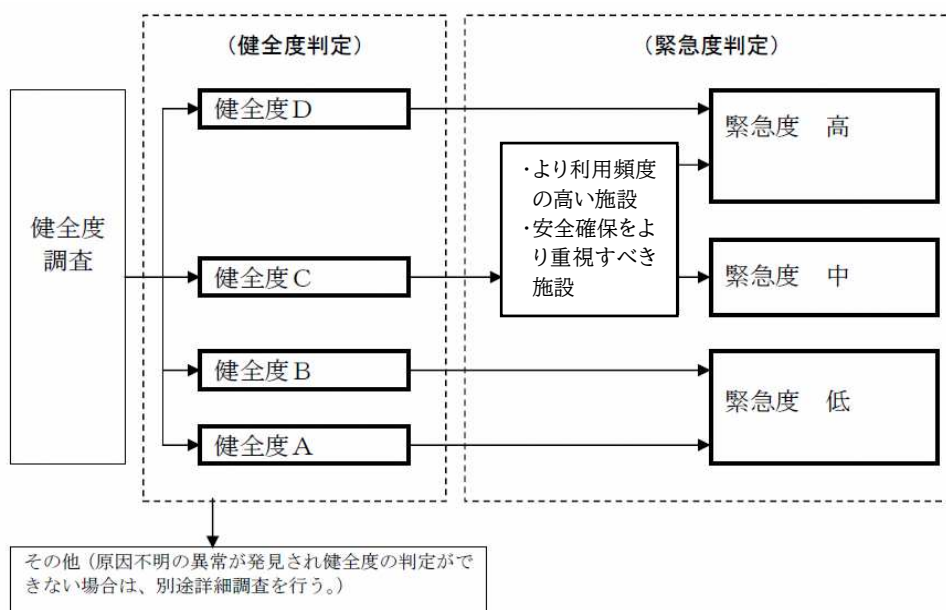
表－５ 健全度の判定基準

判定	判 定 基 準
A	・全体的に健全である。 ・公園施設の補修の必要性はないので、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・公園施設の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では公園利用者の事故につながらないが、公園施設を利用し続けるためには部分的な改修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化が見られる。 ・公園利用者の事故につながる恐れがあり、安全・安心を確保する上で公園施設の利用禁止あるいは、大規模な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

②緊急度判定

緊急度判定は、健全度判定に基づき施設の補修又は更新に対する緊急度（高、中、低）を以下のように設定しました。

- ・健全度A、Bは緊急度「低」。
- ・健全度Dの施設は緊急度「高」。
- ・健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」となりますが、特に優先度が高い施設として、より利用頻度の高い施設及び安全確保をより重視すべき施設を、緊急度「高」とします。



図－３ 緊急度判定のフロー

表―6 緊急度判定基準

ランク	評価基準
高	・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、より利用頻度の高い施設や安全確保をより重視すべき施設を中心に緊急度の高い施設へ位置づけ、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設
中	・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設
低	・健全度判定がA又はBの公園施設

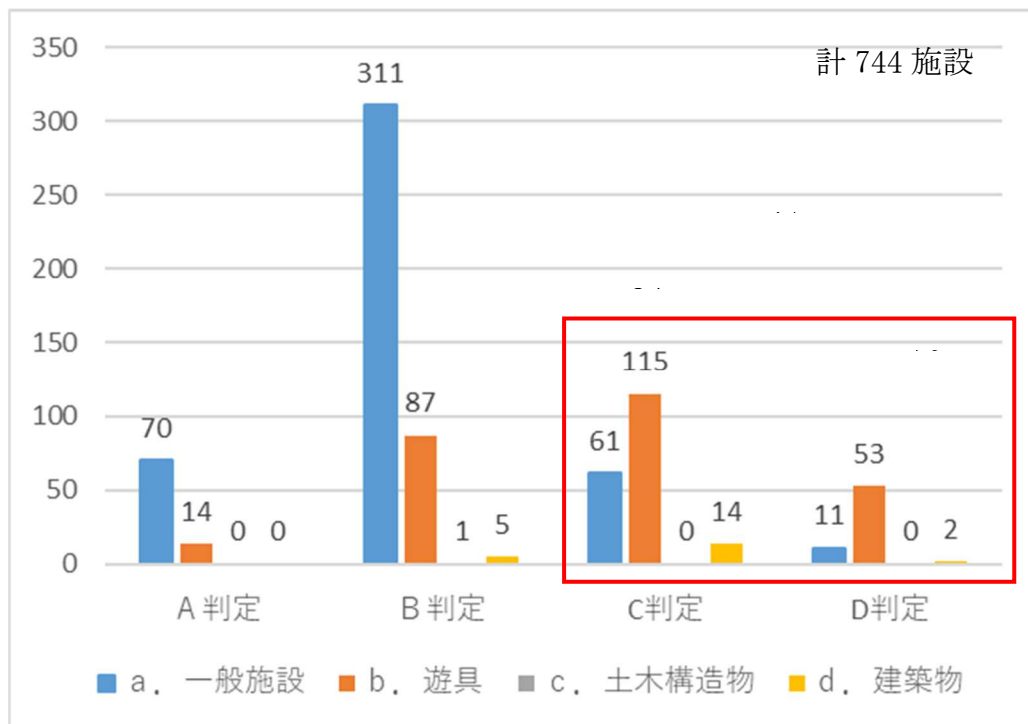
（４）健全度調査結果

予防保全型管理の候補とした各公園施設 744 施設の健全度を調査した結果を表―7に示します。健全とされるA判定は 84 施設、おおむね健全とされるB判定は 404 施設、施設の部分的な改修等による長寿命化の対象となるC判定は 190 施設、施設の更新あるいは撤去の対象となるD判定は 66 施設となっています。

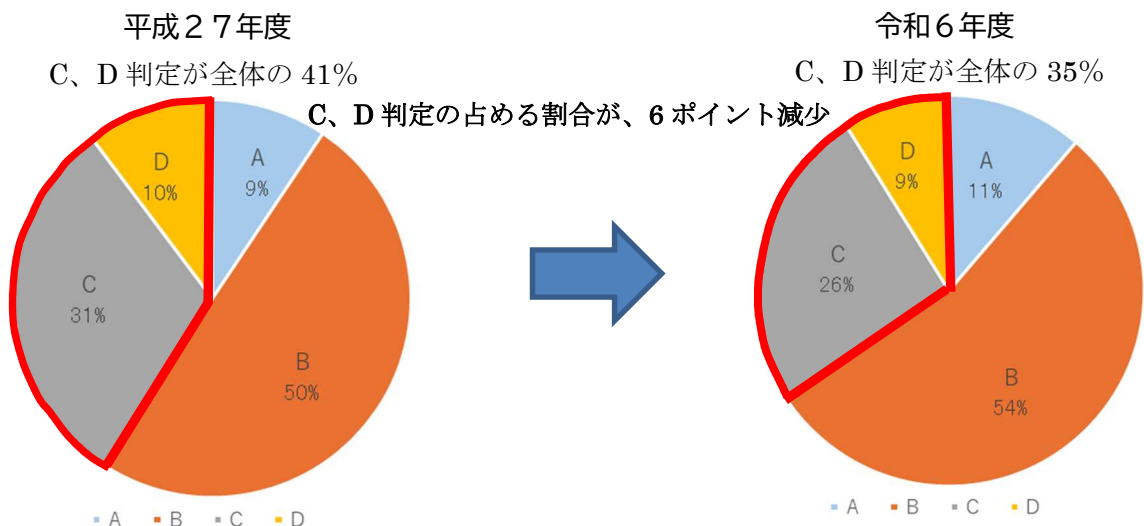
第1期計画においては、各公園施設 936 施設の内、A判定は 88 施設、B判定は 464 施設、C判定は 288 施設、D判定は 96 施設となっており、C判定及びD判定の占める割合が全体の 41%であったのに対し、令和6年度では、35% と、6ポイント減少しました。

表―7 各公園施設の健全度調査結果

施設区分	施設数	A判定	B判定	C判定	D判定
a. 一般施設	453	70	311	61	11
b. 遊具	269	14	87	115	53
c. 土木構造物	1	0	1	0	0
d. 建築物	21	0	5	14	2
計	744	84	404	190	66



図―4 公園施設健全度判定結果



5. 公園施設の維持管理の基本方針

(1) 予防保全型とした施設の維持管理 (744 施設)

- ・定期点検を行う遊具や建築設備（法令などの規定による点検）は、毎年健全度調査を実施し、その他の施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施することで、利用者の安全と安心の確保を図ります。
- ・一定規模以上の特殊建築物については、法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用します。また、本計画で定める建築物の補修や更新計画に従い長寿命化対策を実施します。

なお、健全度調査結果が公園施設長寿命化計画で定めた内容と著しくかけ離れた場合、計画の見直しを行うこととします。

(2) 事後保全型とした施設の維持管理 (2,657 施設)

- ・維持保全（清掃・補修・修繕）と日常点検により公園施設の機能の保全と安全性を維持します。
- ・使用見込み期間（存置期間として、他自治体の実績から処分制限期間の1.7倍に設定）を一つの目安とし、日常点検により施設の劣化及び損傷の状況から施設の機能が果たせなくなったと判断した場合、利用禁止等の措置を行った上、順次施設の更新を行います。

6. 公園施設の長寿命化計画に向けた考え方

公園施設の長寿命化に係る施設整備については、公園施設の健全度調査結果により、優先順位を設定し、順次整備していくものとします。

優先順位は、健全度C、Dの施設のなかでも、より利用頻度の高い施設や安全確保をより重視すべき施設を中心に、緊急度の高い施設に位置付け、早い時期に対策を行うこととします。

また、都市公園の特徴として、多種多様な規模、構造、素材からなる公園施設の集合体であることや公園施設の劣化や損傷は想定通りには進行しないことから、現実的には、本計画を参考としながら、効率的に長寿命化対策が図られるよう取り組んでまいります。

表―8 公園施設長寿命化 10 箇年計画 (R7～R16)

年度	計画詳細		事業費 (単位：千円)
	公園名	事業内容	
R7	中央児童公園 つるかめ公園 大川幼児公園 さくら公園 鶴ヶ城公園	遊具更新 N=5 基 遊具更新 N=7 基 遊具更新 N=4 基 遊更新具 N=9 基 会津水泳場 50m プール塗装 観覧席フェンス塗装・プールサイド補修	1,540,000
R8	昭和公園 中央公園 住吉児童公園 名子屋町児童公園 会津総合運動公園	遊具更新 N=3 基 遊具更新 N=3 基 遊具更新 N=4 基 遊具更新 N=3 基 あいづドーム膜屋根補修	
R9	高塚公園 諏訪公園 薬師公園 松長 1 号公園 会津総合運動公園	遊具更新 N=6 基 遊具更新 N=7 基 遊具更新 N=6 基 遊具更新 N=4 基 あいづ総合体育館 LED 化及び床改修	
R10	緑町公園 居合 1 号公園 小田垣公園 会津総合運動公園	遊具更新 N=3 基 遊具更新 N=4 基 トイレ改修 N=1 箇所 あいづ球場内外野整備外	
R11	背炙山公園 大町中央公園	遊具更新 N=27 基 園灯改修 N=2 基	
R12	飯盛 1 号公園 亀公園 大町中央公園 会津総合運動公園	遊具更新 N=5 基 遊具更新 N=4 基 遊具更新 N=5 基 メインアリーナ音響設備改修	
R13	鶴ヶ城公園 城西町公園	遊具更新 N=5 基、 会津水泳場飛込みプールろ過機改修 遊具更新 N=1 基	
R14	飯寺 12 号緑地 飯寺 19 号緑地 黒岩公園	遊具更新 N=3 基 遊具更新 N=4 基 パーゴラ改修 N=1 基	
R15	愛宕山公園 千石東の杜公園 広田西公園 錦町広場 滝沢 13 号緑地 会津総合運動公園	遊具更新 N=3 基 遊具更新 N=4 基 遊具更新 N=6 基 遊具更新 N=1 基 遊具更新 N=1 基 あいづ総合体育館階段昇降機改修	
R16	会津総合運動公園	遊具更新 N=6 基 あいづ総合体育館エレベーター改修	
合計	30 ヶ所	151 施設 内訳：遊具更新 N=143 基 園灯改修・トイレ改修・パーゴラ改修 N=4 施設 あいづ総合体育館等大規模建築物改修等 N=4 施設	

7. 新たな対応方針

更なるコスト縮減のため、上記の計画をベースに、以下の方針等により、公園施設の延命化や適正化を図っていくものとします。

【方針1】耐用年数の長い施設・部材への変更

ベンチ、四阿、木製遊具など木製施設を更新する際には、コストから耐用年数の長期化を図るため、周辺との調和も考慮しつつ、より耐久性の高い素材を利用した施設の採用を検討し、耐用年数の長期化を図ります。

【方針2】規格の統一化

出来るだけ施設の規格を統一化することで、消耗部材の在庫管理や交換作業の共通化により、コスト削減を図ります。

【方針3】遊具等の更新内容の検討

遊具を更新する際には、現在の安全基準では、同等の遊具が設置できない場合が出てきます。このような場合には、同等の機能の確保に配慮しつつ、遊具の種類や設置数の見直しを行います。

照明灯のLED化等、脱炭素化に配慮した更新を行います。今後の更新は、公園内のすべての公園施設を更新するのではなく、継続して必要な施設は更新し、利用実態のない施設は撤去も検討します。

【方針4】魅力ある公園づくりの実現に向けた更新及び再整備の検討

現在は、少子高齢化が進み、公園の在り方や公園に求められる機能も変わってきているため、今後は、長期的な視点に立った計画的な施設の補修・更新を行うとともに、公園の立地（住宅地、中心市街地、観光地など）や周辺自然環境、住民人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用の見込みを勘案した再整備を検討します。

また、公園の集約化や公園施設の種類・数・配置等の適正化を検討することで、コスト縮減を目指していきます。